

第1 監査の結果

本件請求については、合議により次のように決定しました。

本件請求には理由がないと認めます。

第2 請求の内容

1 請求人

(略)

2 請求書の提出日

平成27年3月25日

3 証拠の提出及び陳述の機会

地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「自治法」といいます。）第242条第6項の規定に基づき、請求人の証拠の提出及び陳述の機会を設けたところ、請求人は追加証拠を提出するとともに、平成27年4月24日に陳述を行いました。その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、関係職員として港南区及び財政局職員が立ち会いました。

4 請求・陳述の要旨

(1) 差押えを行っていないことについて

納税義務者が平成22年度から固定資産税を滞納しているにもかかわらず、横浜市は滞納者へ差押えを行っておらず、徴収義務を怠っているため、是正する措置を求めます。

(2) 固定資産の評価等について

横浜地方裁判所に提出された準備書面の木造・非木造家屋調査表（「乙第19号証の1」）は、平成22年4月7日に修正後、課税台帳に登載されましたが、登載日及び評価項目が歪曲されています。

したがって、横浜市は地方税法（昭和25年法律第226号。以下「地税法」といいます。）に基づく賦課税の手順、評価及び価格決定に誤りがあり、「固定資産評価基準」に則っていません。

平成22年4月7日に評価内容の修正記入がされている木造・非木造家屋調査表は、議会において固定資産評価員の選任の同意のないまま修正記入されたもので、不適法なものです。同様に、請求人あての平成22年4月14日付け固定資産（家屋）価格

等通知書及び平成22年度固定資産税・都市計画税（土地・家屋）納税通知書は、当該家屋の実地調査をせずに発行されたもので、法令則に違反しています。固定資産評価員が不在のときに、どうして当該納税通知書を発行できるのでしょうか。現在当該家屋は、木造家屋調査表と非木造家屋調査表の2枚で課税されていますが、当然、非木造家屋調査表は台帳自体が錯誤に基づき作成されたもので、木造家屋調査表のみとなるものですから、平成16年に遡って過誤納税額を精算するよう監査を請求します。

横浜市は、請求人の固定資産税の賦課手続及び評価額に係る異議申立てに対し、何ら処置を行わず、横浜市固定資産評価委員会も固定資産評価審査申出書に対し、法定期限内に審査を開催しないため、これらのことが横浜地方裁判所への提訴とつながっています。

(3) 弁護士費用の支出について

横浜地方裁判所における訴訟では、被告の代理人となった弁護士に対しては契約に基づく成果はなかったため、公金より支出された費用の一部の返還を求めるよう措置請求をします。

第3 関係職員の陳述

1 関係職員の陳述の聴取

平成27年4月24日に港南区及び財政局職員から陳述を聴取しました。その際、自治法第242条第7項の規定に基づき、請求人が立ち会いました。

2 関係職員の陳述の要旨

(1) 差押えを行っていないことについて

ア 法的根拠と解釈について

(ア) 地税法では、地方団体の長は、その権限の一部を条例で定めることによって区の事務所の長に委任できるとされており（地税法第3条の2）、市税の賦課徴収に関しては横浜市市税条例（以下「市税条例」といいます。）第20条及び同施行規則第2条で、区長委任事務として規定されています。

(イ) 納税者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならないとされており（地税法第371条第1項）、当該市町村の条例

でこれと異なる期間を定めることができる（同条第2項）とされています。
横浜市では、市税条例で督促状を発する時期に関して、納期限後20日以内に発しなければならない督促状について、納期限後30日以内に発することができる（市税条例第15条）旨を定めています。

また、固定資産税の滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならない（地税法第373条第1項）とされています。

(ウ) 差押えの着手時期については、国税徴収法第47条に同様の定めがあり、「納税者の財産を差し押さえるべき時期については、徴収職員の合理的な裁量にゆだねられている」との解釈（国税不服審判所公表裁決事例平成22年9月29日裁決ほか）が示され、差押財産の選択は、税徴収に従事する職員の合理的判断（裁量）に委ねられているとされています（昭和34年4月17日仙台高判ほか）。

(エ) 港南区は、大量かつ反復して発生する種々の税の滞納に対し、地税法第18条第1項に規定する滞納に係る徴収権の消滅（以下「消滅時効」といいます。）に至らないこと、高額滞納などを中心に徴収機会を逸しないこと、及び全体の徴収効果を上げるべく事務の効率性を追求することを考慮して、滞納整理業務に取り組んでいます。

イ 滞納整理の経過について

(ア) 港南区長は、請求人を納税義務者とする固定資産税の滞納に対して、次のとおり各納期限後30日以内に督促状を発しています。

平成22年度

第1期	納期限	22年4月30日	督促状発付	22年5月27日
第2期	納期限	22年8月2日	督促状発付	22年8月31日
第3期	納期限	23年1月4日	督促状発付	23年2月2日
第4期	納期限	23年2月28日	督促状発付	23年3月29日

平成23年度

第1期	納期限	23年5月2日	督促状発付	23年5月31日
第2期	納期限	23年8月1日	督促状発付	23年8月30日

第3期 納期限 24年1月4日 督促状発付 24年2月2日

第4期 納期限 24年2月29日 督促状発付 24年3月28日

平成24年度

第1期 納期限 24年5月1日 督促状発付 24年5月30日

第2期 納期限 24年7月31日 督促状発付 24年8月29日

第3期 納期限 25年1月4日 督促状発付 25年1月31日

第4期 納期限 25年2月28日 督促状発付 25年3月28日

平成25年度

第1期 納期限 25年4月30日 督促状発付 25年5月30日

第2期 納期限 25年7月31日 督促状発付 25年8月29日

第3期 納期限 26年1月6日 督促状発付 26年2月4日

第4期 納期限 26年2月28日 督促状発付 26年3月27日

平成26年度

第1期 納期限 26年4月30日 督促状発付 26年5月29日

第2期 納期限 26年7月31日 督促状発付 26年8月28日

第3期 納期限 27年1月5日 督促状発付 27年2月3日

第4期 納期限 27年3月2日 督促状発付 27年3月31日

- (イ) 上記督促状のほか、平成22年7月1日及び同年10月6日に催告書を、同年11月25日に差押事前通知書をそれぞれ送付しました。

また、滞納額が増加してきたこと及び平成27年度以降に消滅時効が順次到来することから、平成26年6月24日に催告書を送付するとともに自主的に納付していただくよう、同年10月6日付けで催告を内容とする文書を送付しました。

- (ウ) さらに、上記固定資産税について連帯納税義務のある本件家屋の共有者（以下「共有者」といいます。）に対して、平成27年2月2日に同年3月2日を納期限とした納税の告知をしたうえで、同年同月31日に督促状を發しました。その後、納付が確認できなかつたので、同年4月14日に本件家屋の差押処分を執行し、請求人及び共有者に対して差押書を送付しました。

ウ 結論及び当局としての考え方

港南区長が平成27年4月14日に執行した差押処分によって本件請求の主旨は実

現されていることから、本件措置請求については却下を求めます。

また、上記2イのとおり、港南区長は法定の督促及び裁量による適切な判断に基づいた適法、かつ、適正な事務を行っていました。違法若しくは不当に公金の賦課徴収を怠る事実はありません。

なお、平成27年4月14日に執行した差押処分は、同年2月から共有者への納税の告知と督促を順次行い、法定の日数を経過した後、速やかに請求人と共有者の両者に対して行ったものです。

(2) 固定資産の評価等について

自治法第242条第1項では、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担があると認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実があると認めるとき」は、監査を求め、必要な措置を講ずべきことを請求することができるとしています。

本件請求において、請求人は、請求人の平成22年度固定資産税に係る家屋の評価及び価格の正当性に対する監査及び措置を求めています。当該事項は、自治法第242条第1項に該当するものではありません。

したがって、本件請求は、自治法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないものと考えます。本件については却下を求めます。

なお、請求人の平成22年度固定資産税に係る家屋の評価及び価格については、本市の行政委員会である固定資産評価審査委員会の審査決定（平成22年11月17日）及び訴訟（XXXXXXXXXX 横浜市固定資産評価審査委員会 審査不作為違法確認等請求事件）の横浜地方裁判所判決により適法と判断されています。

(3) 弁護士費用の支出について

自治法第242条第2項では、「当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをすることができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しています。

本件請求において請求人は、XXXXXXXXXX 横浜市固定資産評価審査委員会 審査不作為違法確認等請求事件に関する弁護士費用の公金支出の一部返還を求めています。本件支出は平成23年12月26日までに行われたもので、本件請求は当該行為のあった日から1年を経過した後にされています。

また、当該行為のあった日から1年を経過した後に監査請求がされたことについて、請求人から正当な理由が特に主張されておらず、同項ただし書にいう正当な理由があるとはいえません。

したがって、本件請求は、自治法第242条に規定される住民監査請求の要件を満たしていないものと考えます。本件については却下を求めます。

第4 監査委員の判断

1 監査対象事項の決定

請求書及び同請求書に添付された事実証明書、追加証拠並びに請求人の陳述を検討した結果、差押えを行っていないことが、違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実にあたるか否かを、監査対象事項と決定しました。

また、請求人は固定資産の評価等と弁護士費用の支出について、監査を求めています。以下の理由により監査対象とはしないこととしました。

(1) 固定資産の評価等について

住民監査請求の対象となる行為等について定める自治法第242条第1項は、「違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある…と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実…があるとき、…当該普通地方公共団体のこうむつた損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定しています。

これらの行為等について、最高裁では「地方公共団体に積極消極の損害を与えひいては住民全体の利益に反するものでなければならない（最高裁平成6年9月8日判決）」と判示されています。

請求人は、固定資産の評価が誤っており、そのことによって固定資産税額が過大であるため、速やかな精算を求めています。固定資産の評価は住民監査請求の対象となる財務会計上の行為ではなく、固定資産税額が過大になることが市に損害を与えていることになるとはいえないため、住民監査請求の要件を満たしていないものと判断しました。

(2) 弁護士費用の支出について

住民監査請求の請求期間について定める自治法第242条第2項は、住民監査請求は

「当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、これをする事ができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しています。

正当な理由の有無について、最高裁では「普通地方公共団体の住民が相当の注意力をもって調査したときに客観的にみて当該行為を知ることができたかどうか、また、当該行為を知ることができたと解される時から相当な期間内に監査請求をしたかどうかによって判断すべき（最高裁昭和63年4月22日判決）」であると判示されています。

請求人は、平成22年度及び平成23年度に市が弁護士に支払った費用の返還を求めています。支出の日から1年を経過しており、そのことについて請求人は正当な理由を主張していません。また、弁護士費用の支出は行政文書の開示請求によって知ることができるものであり、市が秘密裡に支出したものとはいえないため、いずれにしても1年を経過したことについての正当な理由は認められません。

以上を踏まえ、固定資産の評価等及び弁護士費用の支出については、住民監査請求の要件を満たしていないと判断し、監査対象とはしないこととしました。

2 事実関係の確認

監査対象事項について次の事実を認めました。

(1) 固定資産税の賦課徴収について

固定資産税は、固定資産の評価額に法律で定める計算式を適用して算出された課税標準額に対し、税率を乗じて税額が算定され、地方団体によって賦課徴収されます。

地方団体の長は、その権限の一部を条例で定めることによって区の事務所の長に委任できると地税法に定められており、横浜市では、市税の賦課徴収に関しては区長委任事務とされていることが、市税条例及び同施行規則に定められています。

本件においては、港南区長によって固定資産税の賦課徴収が行われています。

(2) 固定資産税の滞納について

請求人は、平成22年度から26年度までの固定資産税及び都市計画税（以下「固定資産税等」といいます。）並びに延滞金を滞納しています。

(3) 固定資産税等の消滅時効について

本件固定資産税等を含む地方税については、法定納期限の翌日から起算して5年間、地方団体が徴収権を行使しないことで時効により消滅することが、地税法に定められ

ています。

本件においては、最も早いもので平成27年6月7日に消滅時効が完成するため、本件監査結果決定日までの間に、固定資産税等の消滅時効は完成しません。

(4) 督促及び催告について

納税者が納期限までに固定資産税等に係る地方団体の徴収金を完納しない場合において、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に督促状を発しなければならないが、当該市町村の条例でこれと異なる期間を定めることができることが、地税法に定められています。横浜市では、督促状を発する時期に関して、市長が特に必要を認める場合においては、納期限後30日以内に発することができることが、市税条例に定められています。

港南区長は、請求人が納税義務者となる固定資産税等の滞納に対し、平成22年度から26年度までに係る第1期から第4期までの各納期について、各納期限後30日以内に督促状を発し、これら督促のほか、平成22年7月1日及び同年10月6日に催告書を、同年11月25日に差押事前通知書をそれぞれ送付しています。

また、港南区長は、平成26年6月24日に催告書を送付し、同年10月6日に港南区税務課担当課長名義で自主的な納付を呼びかける内容の文書を送付しています。

(5) 港南区における滞納整理業務について

固定資産税等の滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税等に係る地方団体の徴収金を完納しないときは、市町村の徴税吏員は滞納者の財産を差し押さえなければならないことが、地税法に定められています。

港南区は、大量かつ反復して発生する種々の税の滞納に対し、徴収権の消滅に至らないこと、高額滞納などを中心に徴収機会を逸しないこと、及び全体の徴収効果を上げるべく事務の効率性を追求することを考慮して、滞納整理業務を行っています。

このことを踏まえ、港南区長は、請求人へ督促状を発したほか、共有者に対して平成27年2月2日に同年3月2日を納期限とした納税の告知をしたうえで、同年同月31日に督促状を発し、その後、それぞれからの納付が確認できなかったため、同年4月14日に本件家屋の差押処分を執行し、請求人及び共有者に対して差押書を送付しています。

3 結論

以上を踏まえ、次のように決定しました。

請求人は、市が固定資産税等の滞納処分に係る差押えを行っていないため、これをするよう求めています。

請求の根拠となる自治法第242条第1項では、違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実があると認めるときは、必要な措置を講ずべきことを請求することができる旨を規定しています。本件において監査委員は、市に怠る事実があるかどうかについて監査を実施しました。

市は、法令に基づいて督促、催告を行い、滞納者が自主的に納付することを期待し、差押えを行わずにいましたが、滞納金額が高額になってきたこと、及び本件債権の消滅時効の完成が近づいてきたこと等を理由として、共有者告知を経て、平成27年4月14日に差押えを行いました。

ところで、差押えを行う時期について、国税不服審判所の裁決では「徴収職員の合理的な裁量にゆだねられているものと解される。（国税不服審判所公表裁決事例平成22年9月29日裁決）」との判断が示されています。

港南区では、大量かつ反復して発生する税の滞納に対し、自主的納付を促す努力をし、滞納に係る徴収権の消滅に至らないよう、高額滞納などを中心に滞納整理業務を行っており、かつ、本件においても消滅時効の完成前に差押えを行っているもので、この取扱いは合理的裁量の範囲内であり、裁量権の逸脱濫用は認められません。

したがって、本件は違法若しくは不当に公金の徴収を怠る事実は認められないため、請求人の主張には理由がないと判断しました。

(参 考) 住民監査請求書 (原文記載のとおり)

横浜市職員措置請求書

横浜市長林文子、鈴木栄 (旧役職横浜市税制課長)、弁護士二川裕之以下三名 (被告代理人) に関する措置の請求

1、請求の要旨

* 横浜市長林文子は納税義務者の固定資産税の滞納処分の差押えを行っていない。(1月1日は資産の所有者確認要)、市町村長は、固定資産の納税義務者の固定資産税の延滞等の未納者・滞納者の財産を差し押さえなければならない。(税法第331条)

平成22年12月10日から平成26年7月2日までの間、～平成26年12月31日まで横浜市長 林文子による納税者の資産差押え徴収の事実はない。

* 本件事案の平成22年4月14日に送付されたに通知書は同年4月7日に修正記入され、課税台帳に登録されたが、登録日及び評価項目に歪曲と齟齬がある。

* 横浜市長林文子は地方税法の賦課税の手順、評価及び価格決定の〈フロー図〉・及び課税権限者の行政処分の検証等「固定資産評価基準」に準則していない。よって地方自治法第199条③、同法第245条六 一 等にて措置請求できる。

* 平成22年4月7日に修正記入をし、二枚の課税台帳及び家屋調査表に重大な錯誤、偽計処理された評価額は、4月14日付けで納税義務者に送付した「固定資産(家屋)価格等通知書及び平成22年度固定資産税・都市計画税(土地家屋)納税通知書。

後述の通り(評価審査委員会・口頭陳述=別紙、口頭による意見陳述の記録)法令則により十分措置請求できる。

① 台帳登録日に齟齬ある。平成22年4月1日市報(定期第765号、22.04.05)と上記納通知書は、4月7日から4月14日の間に課税台帳に登録されたものでなければ送付できない。

② 固定資産(家屋)価格等通知書の市長公印は、【市長公印=専用が】押印】されているが市長室は通知書作成押印を否認している。

③ 横浜市港南区役所に保管されている木造(非木造)家屋調査表は、「乙証抛木造家屋調査表(乙第29号証の1・2)の検証にて、年度を区切りとした歪曲、捏造の修正記入と指摘できる。

* 横浜市長林文子は、地方税法第408条に基づき書面による要求を受けても実地調査を命じず放置し、横浜市長林文子への異議申立てにも何ら処置をせず、横浜市固定資産評価審査委員会あてに提出された「平成22年度固定資産に係る固定資産評価審査申出書」を法定期間以内に審査を開催しない。

由に横浜市長林文子も上記委員会も法令違反を繰り返す審査申出された平成22年度固定資産に係る固定資産評価審査申出書は、横浜地方裁判所への訴状（22.07.28）と連動する。この答弁書の書面陳述に横浜市側・弁護士被告代理人は「決定なき決定」として横浜市固定資産評価審査委員会が審査しない「不作為」を容認しているため答弁書は「敗訴」と指摘できる。

これ以外にも弁護士被告代理人等が作成した答弁書及び準備書面（1～3）陳述は、裁判資料としては遺漏があり不適法として異論・反論が十分できる。

*横浜市長林文子により作成され提出された「弁明書」を（固定資産評価審査申出に対する）検証すると、この弁明書には地方税法及びその他の法に関した多くの疑問があると指摘できる。役所内に保存すべき公文書として明らかに歪曲された「捏造」文書である。しかも、この弁明書の表題には記載されていない事項、意見者不詳である「評価担当者意見欄」が添付されていた。

*この文書【弁明書】は、横浜市固定資産評価審査委員会⇒弁護士被告代理人⇒横浜地方裁判所の裁判資料となり公開文書として裁判所に保管され続ける。

また、横浜市固定資産評価審査委員会の「実地調査書」及び「議事録」はその審議の内容に根拠がなく歪曲の記述がある。

*横浜地方裁判所に提出された準備書面の木造・非木造家屋調査表は（「乙第19号証の1」の22.04.07）の修正記入は、固定資産評価員（横浜市は一名）は議会未承認の中不在のまま修正記入されたもので「評価及び価格決定」のフロー図・四原則ネットワーク図に適法ではない由、監査を請求する。

*平成18年度固定資産評価基準（ページ41）、木造家屋の再建築費評点数は、次の「木造家屋再建築費評点数の算出要領」によって算出するものとする。

*新築（平成16年1月16日）当初作成された「家屋調査表」は、一棟の家屋が木造家屋調査表及び「非木造家屋調査表」の二枚の台紙に分けて作成され、家屋を木造、非木造部門別にされている。「評点項目及び評点の付点」は、固定資産評価基準の木造家屋調査表の建築時再建築費評点に大きな誤差と錯誤を犯し、かつ計上できない評価額を集計している。当然非木造家屋調査表は監査請求の対象になる。（地方自治法第199条3、横浜地裁平成16（行ウ）第78号（3）45頁）を次のように引用する。

1 ③ 一棟の建物で二以上の異なった構造を有する部分のある木造家屋について当該各部分について、それぞれ対応する木造家屋評点基準表を適用するものとする。現在本件家屋は、木造家屋調査表と非木造家屋調査表の二枚に分類されて課税されている。この家屋が在続する限りこの二台帳の課税は続く、当然非木造家屋調査表は台帳自体が錯誤であるから平成16年1月16日に遡っ

て、木造家屋調査表のみにし、過誤納税額の速やかな精算をするよう監査を請求する。
地方自治法第242条第一項の規定により、別紙事実証明書を添え、必要な措置を請求します。

住民監査請求の意義と証拠

審査請求者は、納税義務の所有の建物（港南区 [REDACTED] =本件事案と呼称する）
の固定資産税・家屋の納税義務者です。

措置請求の論旨は、本件事案の家屋の固定資産の評点項目及び付点による課税評価額が課税対象の家屋・建物と適正に照合できるものである。家屋調査表に記入される各項目点数に遺漏なく、今後引き渡すべき相続後継者等に正しく納税できる条件を整えるのが土地家屋所有者の責任だと考え、固定資産税の賦課徴収を明らかにすべく住民監査請求をするものです。

この本件事案に対して、横浜市は平成16年から平成26年度まで十年間どのように家屋の固定資産税の賦課徴収をし、通知書送付してきたのか、時系列に履歴（賦課徴収の通知の経過）を説明及び証拠物件に使用します。分かり易く修正すべき点、法令則に違反している点を、行政・裁判資料・説明図表等利用して請求者の意見を主張しながら、5年間固定資産税を滞納している理由は何なのかご説明申し上げます。

我が国では、資産としての土地。建物の所有者に対して固定資産税が賦課徴収されます。これは、市町村長が一方的に評価・納税額を決定し賦課徴収できる制度です。地方税法の固定資産税は、賦課徴収税で相続税のように申告でなく納税義務者に納税金額を決めることはできません。本件事案を横浜市港南区税務課は、申告により修正記入したと説明しています。

この固定資産税は、総務大臣が賦課徴収を決める固定資産評価基準により決めています。この賦課税（税金をかけること）の手順の法的根拠は憲法にあり、地方税法、地方自治法、行政手続法等多くの市町村の関連法令則・項・通達により行われます。これが又市町村の行政側の処分行為を拘束しています。特に固定資産税の納税通知書はその手続きが詳細な手順によって「～～～しなければならない」等役所側内部事務分掌が厳密に決められています。

しかし、多くの役所は地方公務員の守務義務のオブラートに包まれ公開されない項目が多く公務員の職務分担の義務、処理すべき事項の他人待ち、放置手抜き、指定期日を守らない放置等役所内の空席が目立つ怠慢、他人任せ、事なかれ主義。また、地方公務員が幾多の法令則違反、不勉強による知識の欠如があっても役所という組織防衛力は強く、その責任は首長一人に課せられているのが現実現況で、この職員措置請求は三者（職員以外を含）を特定しています。

これから説明することは、法律の条文、法律の独特の定義、条項、解釈、用法が非常に多く出てきます。説明証拠（文書保存期がある）は、ほとんど役所の中にあります。説明に使用する「乙第00号証」は行政訴訟の裁判に使われる被告側の証拠です。裁判は原則公開なので裁判資料は、結審後、裁判審理の過程として誰にでも公開され請求閲覧できます。この職員措置請求も、説明・弁明も役所側に不利な証拠はほとんど出さずに、法令条文を巧妙に曲解し、隠蔽し、公文書を偽造する等弁解すると想定しています。証拠保存期限をオーバーしている文書も用意いたしました。

差押えが出来た時期と回数

家屋の固定資産税の滞納者への徴収権者＝市町村長の権限

横浜市は地方税法で土地・家屋の固定資産税の賦課徴収を認められた地方団体である。平成22年から26年12月31日まで、横浜市長林文子は、この間地方税の滞納者へ徴収の義務を怠っている。横浜市長林文子、平成22年当時の税制課長鈴木栄は、横浜市の行政上の事務の処理、不作為を長年にわたり継続させている。この両者に個人的に公金の支出に返還の住民監査請求し、この行政怠慢を指摘する。合わせて [REDACTED] の弁護士被告代理人等に契約の成果なしと検証し、公金より支出された報酬額契約金一部の返還を求める措置請求をする。

横浜市が差押えが出来た時期と回数は次の通り

平成22年12月10日 差押え事前通知書 ¥45,100 差押え可能日

平成26年7月2日 催告書 差押え執行¥457,000 差押え可能日

（＊ 上記二件は地方税法第331条 賦課税庁 独自に差押えができる）

平成22年1月18日 横浜市にエコ住宅の固定資産税の現地調査の要求（税法第408条）

平成22年5月25日 固定資産税に係る固定資産評価審査申出書（横浜市指定書式）

総務 第932号 弁明書 22.08.30

評価担当者意見欄 22.03.27

申請人の反論書 22.09.22

申請人口頭陳述 22.10.29

評価委員の現地調査 22.10.29

委員会の決定書（横固 第87号）22.11.17（差押の可能日）

平成22年5月25日 不服申立書（横浜市長宛）

林文子市長 裁決書 22.12.28（差押の可能日）

横浜地裁訴状 22. 07. 28

横浜市固定資産評価審査委員会審査不作為違法確認等請求事件

被告代理人 答弁書 22. 09. 01

2 頁 (2) 地方税法 第433条12項⇒決定がない「みなし規定」

横浜地方裁判所 判決文 23. 10. 26 (差押の可能日)

* この横浜地裁の判決日が、横浜市長林文子が差押えすべき最終期限。納税の遅延期日は中断する（憲法第76条 2）。これ以後は、納税義務者が負担すべき筋合いのものでない延滞金が発生する。課税徴収権者の徴収義務の怠慢で延滞金の利息の発生は役所側の傲慢である。

以上

【参考条文】

地方税法（抜粋）

（地方団体の長の権限の委任）

第3条の2 地方団体の長は、この法律で定めるその権限の一部を、当該地方団体の条例の定めるところによつて、自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項の規定によつても受ける市町若しくは地方事務所、同法第252条の20第1項の規定によつて設ける市の区の事務所又は同法第156条第1項の規定によつて条例で設ける税務に関する事務所の長に委任することができる。

（地方税の消滅時効）

第18条 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限（次の各号に掲げる地方団体の徴収金については、それぞれ当該各号に定める日）の翌日から起算して五年間行使しないことによつて、時効により消滅する。

一 第17条の5第2項又は前条第1項第1号、第2号若しくは第4号若しくは同条第3項の規定の適用がある地方税若しくは加算金又は当該地方税に係る延滞金 第17条の5第2項の更正若しくは決定があつた日又は前条第1項第1号の裁決等があつた日、同項第2号の決定、裁決若しくは判決があつた日若しくは同項第4号の更正若しくは決定があつた日若しくは同条第3項各号に定める日

二 督促手数料又は滞納処分費 その地方税の徴収権を行使することができる日

（固定資産税の課税客体等）

第342条 固定資産税は、固定資産に対し、当該固定資産所在の市町村において課する。

（固定資産税に係る督促）

第371条 納税者が納期限までに固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しない場合においては、市町村の徴税吏員は、納期限後20日以内に、督促状を発しなければならない。但し、繰上徴収をする場合においては、この限りでない。

2 特別の事情がある市町村においては、当該市町村の条例で前項に規定する期間と異なる期間を定めることができる。

（固定資産税に係る滞納処分）

第373条 固定資産税に係る滞納者が次の各号の一に該当するときは、市町村の徴税吏員は、当該固定資産税に係る地方団体の徴収金につき、滞納者の財産を差し押さなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る固定資産税に係る地方団体の徴収金を完納しないとき。

7 前各項に定めるものその他固定資産税に係る地方団体の徴収金の滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例による。

国税徴収法（抜粋）

（差押の要件）

第47条 次の各号の一に該当するときは、徴収職員は、滞納者の国税につきその財産を差し押さなければならない。

一 滞納者が督促を受け、その督促に係る国税をその督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないとき。

横浜市市税条例（抜粋）

（督促状の発付期限の特例）

第15条 納税者または特別徴収義務者が納期限までに徴収金を完納しない場合に納期限後20日以内に発しなければならない督促状について、市長が特に必要を認める場合においては、納期限後30日以内に発することができるものとする。

（この条例施行のための委任規定）

第20条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

2 市長は、法又はこの条例で市長がなすべきことの定めのあるものの一部を、その納税地所管の区長に委任することができる。

横浜市市税条例施行規則（抜粋）

（徴収金の賦課徴収等の事務委任）

第2条 次に掲げる事務は、区長に委任する。

- (1) 徴収金の賦課及び徴収に関する事務
- (2) 市税についての過料の徴収に関する事務